

個人情報ファイル簿（単票）

【高齢者福祉課・高齢者福祉係】

個人情報ファイルの名称	● R ● 年度独居高齢者台帳システム	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	独居高齢者数の把握、安否の確認が取れない際、緊急連絡先に連絡、緊急時に警察や消防、医療機関に情報提供。	
記録項目	1 本人情報（名前、住民 CD、性別、住所、生年月日、電話番号） 2 緊急連絡先（名前、住所、連絡先、本人との関係性） 3 かかりつけ医、4 介護保険などのサービス利用状況、5 その他本人に関する情報	
記録範囲	65 歳以上独居世帯（住民票上ではなく実態）	
記録情報の収集方法	民生委員が訪問し、本人の承諾を得た上で情報収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	民生委員	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）館山市総務部総務課	
	（ 所在地 ）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【高齢者福祉課・高齢者福祉係】

個人情報ファイルの名称	R ○ 年度高齢者全件台帳	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	在宅で生活している高齢者世帯の把握、住民票上と実態の調査	
記録項目	1 本人情報（名前、住民 CD、住所、生年月日、世帯主氏名、世帯員数）、2 担当民生委員氏名、3 住民票上と実態の調査結果	
記録範囲	館山市に住民票のある 65 歳以上の住民	
記録情報の収集方法	1～2 については、住民データ。3 については民生委員からの報告。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない	
記録情報の経常的提供先	民生委員	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ） 館山市総務部総務課	
	（ 所在地 ） 〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【高齢者福祉課・高齢者福祉係】

個人情報ファイルの名称	65 歳未満同居者名簿	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	災害時等、65 歳以上で独居世帯や高齢者世帯から優先的に安否確認や訪問を実施できるよう、65 歳未満の同居者がいる世帯の把握。	
記録項目	1 本人情報（名前、性別、住所、生年月日、年齢、住民データ、世帯主氏名、世帯員数） 2 担当民生委員氏名	
記録範囲	65 歳以上の世帯の中で、世帯員の中に 65 歳未満が同居している世帯	
記録情報の収集方法	R○年度高齢者全件台帳を基に、民生委員から実態調査の報告を受けて作成。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない。	
記録情報の経常的提供先	なし	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）館山市総務部総務課	
	（ 所在地 ）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【高齢者福祉課・介護保険係】

個人情報ファイルの名称	介護保険システム（資格・認定・給付事務）	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険の資格管理、認定、給付を行うため	
記録項目	1 資格情報（保険者番号、被保険者番号、宛名番号、個人番号、被保険者氏名カナ、被保険者氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、住所コード、続柄コード、負担割合） 2 資格得喪情報 3 認定申請書情報（申請者氏名、申請者住所、申請者電話番号、申請者続柄、主治医） 4 通知先情報（通知先、送付先氏名、通知先氏名カナ、送付先郵便番号、送付先住所） 5 認定情報 6 給付情報 7 医療機関情報 8 賦課・収納情報	
記録範囲	介護保険資格者、要介護（要支援）認定申請者	
記録情報の収集方法	本人、代理人、親族、主治医、その他認定関係者、サービス提供事業者、システム（住民情報、賦課・収納情報等）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	医療機関、館山市地域包括支援センター、他市町村（情報提供ネットワークシステム）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）館山市総務部総務課	
	（所在地）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 8 月 3 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【高齢者福祉課・事業者支援係】

個人情報ファイルの名称	介護保険給付適正化事務	
行政機関等の名称	館山市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部高齢者福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	介護保険の給付が適切に行われていることを確認するため	
記録項目	1 基本情報（保険者番号、被保険者番号、被保険者氏名カナ、被保険者氏名、性別、生年月日） 2 認定情報 3 給付情報 4 医療情報	
記録範囲	要介護（要支援）認定者	
記録情報の収集方法	千葉県国民健康保険団体連合会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	-	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（ 名 称 ）館山市総務部総務課	
	（ 所在地 ）〒294-8601 館山市北条 1145-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 6 年 3 月 2 7 日